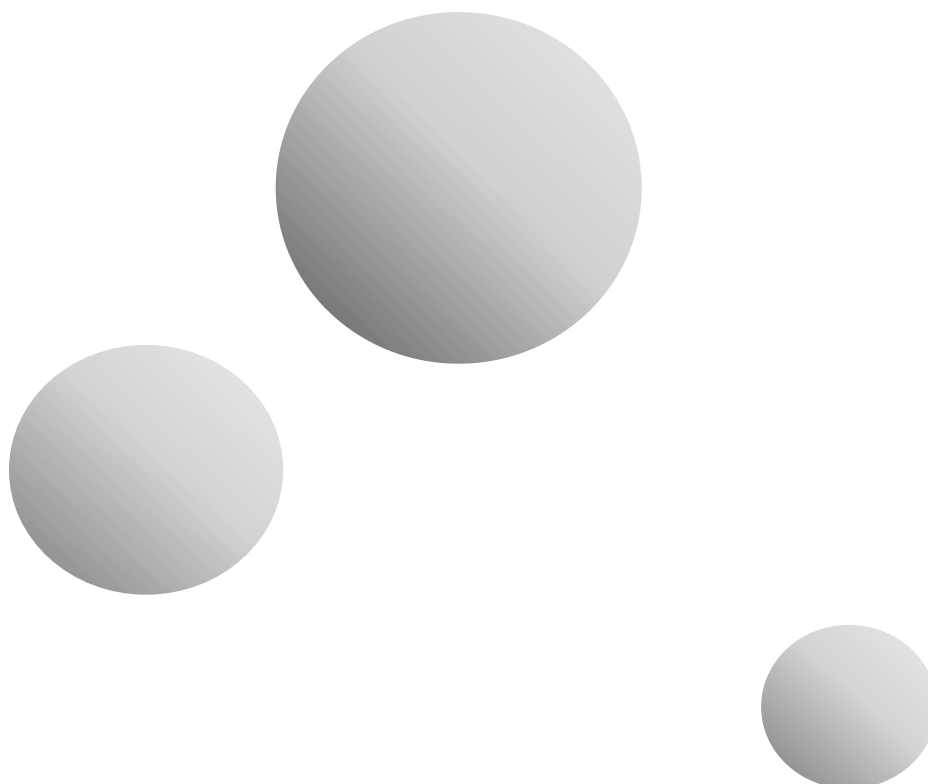


第1章

計画策定にあたって



1. 計画策定の背景と趣旨

我が国は、国民皆保険制度や小児医療をはじめとする医療制度の充実、日本独自の食習慣等により、世界有数の長寿国となりました。しかしながら、急速に少子高齢化が進行する中において、がんや心臓病、脳卒中、糖尿病等の生活習慣病、寝たきり、認知症が増加するとともに、医療費の増大に加えて、COPD^{*1}やロコモティブシンドローム^{*2}等の新しい健康課題も浮かび上がってきています。

こうした社会情勢の変化に対応するため、国では「国民健康づくり対策」として、健やかで豊かに生活できる活力ある社会の実現を目指し、社会保障制度が持続可能なものとなるよう、「健康日本21（第2次）」を策定しました。

「健康日本21（第2次）」では、「健康寿命^{*3}の延伸と健康格差^{*4}の縮小」、「生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底」、「社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上」、「健康を支え、守るための社会環境の整備」、「栄養・食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、禁煙及び歯・口腔の健康に関する生活習慣及び社会環境の改善」という5つの基本的な方針に基づいて国民の健康増進を総合的に推進していくことが目指されています。

母子保健分野について、国は「すべての子どもが健やかに育つ社会」の実現のために「健やか親子21（第2次）」を策定し、すべての国民が地域や家庭環境等の違いにかかわらず、同じ水準の母子保健サービスが受けられることが目指されています。「健やか親子21（第2次）」では「切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策」、「学童期・思春期から成人期に向けた保健対策」、「子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり」という3つの基盤課題が設定され、今後の取組みの方向性が示されています。

また、昭和56年以来、我が国における死因の第1位は「がん」であり、平成22年には、約35万人の国民が、がんによって亡くなっています。こうした深刻な状況に対応するため、平成24年には「がん対策推進基本計画」が改正されています。この計画では、がんの予防として「喫煙率及び受動喫煙^{*5}に対する目標値の設定」や、がんの早期発見として「がん検診の受診率を5年以内に50%以上にする」等が明記され、さらなるがん対策の充実が目指されています。

匝瑳市（以下「本市」という。）では、平成22年10月に「匝瑳市がん対策推進条例」を制定、これに基づいて平成25年3月に「匝瑳市がん対策推進計画」を策定し、がん対策に積極的に取り組んできました。これらの施策の分析・評価を踏まえて、今後、重点的に取り組むべき施策を明確化し、がん対策の一層の充実を図ることが重要です。

歯科口腔保健分野については、国では平成23年8月に、歯科疾患の予防等による口腔の健康保持に関する施策を総合的に進めていくため、「歯科口腔保健の推進に関する法律」が施行されています。

こうした状況を受けて、本市においては、「健康増進計画」、「母子保健計画」、「がん対策推進計画（第2次）」、「歯と口腔の健康づくり推進計画」を同時に作成し、あらゆる分野において健康づくりを総合的かつ効果的に実施するため、「そうさ健康プラン（以下「本計画」という。）」を策定します。

※1 COPD（慢性閉塞性肺疾患）

咳や痰、息切れが主な症状で、「慢性気管支炎」と「肺気腫」のどちらか、または両方によって肺への空気の流れが悪くなる病気のこと。

※2 ロコモティブシンドローム

運動器の障害による要介護の状態や要介護リスクの高い状態を表す新しい言葉で「運動器症候群」ともいわれる。運動器とは、筋肉、関節、骨等の人が移動するために使う器官のことをいう。

※3 健康寿命

健康上の問題がない状態で日常生活を送れる期間のことをいう。

※4 健康格差

職業、経済力、家族構成、地域などの社会的な要因によって生じる健康状態の差をいう。

※5 受動喫煙

喫煙により生じた煙をたばこを吸わない人が吸入してしまうことをいう。有害物質が多く含まれており、人の健康に悪影響を及ぼす。

2. 各計画の背景

(1) 国の動向

①健康増進計画

ア 「健康増進法」(平成15年)

国は昭和53年の第1次国民健康づくり対策から平成12年の第3次国民健康づくり対策まで、生涯を通じた健康づくりの推進に取り組んできました。

その後、高齢化の進展や疾病構造の変化に伴い、国民の健康増進の重要性が著しく増大しているため、健康の増進に関する正しい知識の普及、情報の収集・整理・分析・提供、研究の推進、人材の育成・資質の向上を図り、「健康日本21」を中核とする国民の健康づくり・疾病予防をさらに積極的に推進するため、健康増進法が施行されました。

イ 「健康日本21」の改正(平成25年)

健康増進法に基づく国民の健康増進の総合的な推進を図るための基本的な方針(健康日本21)が全部改正されました。(健康日本21(第2次))

ウ 第4次国民健康づくり対策(平成25年)

平成25年には、平成34年度までを計画期間とする「健康日本21(第2次)」が施行し、すべての国民がともに支え合い、健やかで心豊かに生活できる活力ある社会を目指すべき姿とし、基本的な方向として①健康寿命の延伸と健康格差の縮小、②主要な生活習慣病の発症予防と重症化予防、③社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上、④健康を支え、守るための社会環境の整備、⑤栄養・食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙及び歯・口腔の健康に関する生活習慣及び社会環境の改善が推進されています。

②母子保健計画

ア 「健やか親子21」(平成13年)

平成13年には、母子の健康水準を向上させるための様々な取組みをみんなで推進する国民運動計画として、「健やか親子21」が策定されました。

イ 「健やか親子21(第2次)」(平成27年)

平成27年に、現状の課題を踏まえ、安心して子どもを生み、健やかに育てることの基礎となる少子化対策としての意義に加え、少子化社会において国民が健康で明るく元気に生活できる社会の実現を図るための国民健康づくり運動(健康日本21(第2次))の一翼を担うための「健やか親子21(第2次)」が策定されました。

③ がん対策推進計画

ア がん対策基本法（平成19年）

平成 19 年 4 月に「がん対策基本法」が施行され、同年 6 月に「がん対策推進基本計画」（平成 19 年度から平成 23 年度まで）が策定されました。

イ がん対策推進基本計画（平成24年）

平成 24 年には、「がん対策推進基本計画」を見直した新たな「がん対策推進基本計画」が策定され、その中で、がんの予防として「喫煙及び受動喫煙に対する目標値の設定」や、がんの早期発見として「がん検診の受診率を 5 年以内に 50%以上とする」等が明記されています。

④ 歯と口腔の健康づくり推進計画

歯科口腔保健の推進に関する法律（平成23年）

歯科口腔保健の推進に関する法律は、平成23年に歯科口腔保健の推進に関する施策を総合的に推進するために施行されました。この法律は、国・地方公共団体等の責務等が定められ、調査研究をはじめ、国民の定期検診等の勧奨、障害者・要介護者の定期的検診や歯科医療を受けることができるようにすること等を目的としています。

(2) 千葉県の動向

① 健康増進計画

ア 健康ちば21（平成14年）

平成14年には、健康日本21の策定を受け、千葉県の健康づくりに関する基本的な指針として「健康ちば21」（平成14年度から平成24年度まで）が策定され、①平均寿命^{※1}の延伸、②健康寿命の延伸、③生活の質の向上を基本目標として、平成19年の改正を経て、11年間にわたり各種事業による取組みが行われました。

イ 健康ちば21（第2次）（平成25年）

平成25年には、「県民が健康でこころ豊かに暮らす社会の実現」を基本理念とし、総合目標に健康寿命の延伸及び健康格差の実態解明と縮小を掲げた「健康ちば21（第2次）」（平成25年度から平成34年度まで）が策定されました。

② がん対策推進計画

ア 千葉県がん対策推進計画（平成25年）

平成25年には、「ちからを合わせてがんのうち克つちば」を目指して、県民と医療・福祉関係者、行政が協力し、総合的かつ計画的ながん対策を進めるために「千葉県がん対策推進計画」（平成25年度から平成29年度まで）が策定されました。

③ 歯と口腔の健康づくり推進計画

千葉県歯・口腔保健計画（平成23年）

平成23年には、乳幼児期から高齢期まで、生涯にわたる県民の歯・口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とした「千葉県歯・口腔保健計画」（平成23年度から平成27年度まで）が策定されました。

また、その後の改正で終期を平成27年から2年間延長するとともに、「災害時における歯・口腔の保健医療サービスの迅速な提供のための体制の確保」が追加されました。

※1 平均寿命

0歳児が平均して何年生きられるかを示した年数のことをいう。

(3) 法令等の根拠

本計画は、下記の関連法令等に基づき策定します。

◎健康増進法（抜粋）

（国民の責務）

第2条 国民は、健康な生活習慣の重要性に対する関心と理解を深め、生涯にわたって、自らの健康状態を自覚するとともに、健康の増進に努めなければならない。

（都道府県健康増進計画等）

第8条

2 市町村は、基本方針及び都道府県健康増進計画を勘案して、当該市町村の住民の健康の増進の推進に関する施策についての計画（以下「市町村健康増進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

◎がん対策基本法（抜粋）

（地方公共団体の責務）

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、がん対策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

◎匠瑳市がん対策推進条例（抜粋）

（目的）

第1条 この条例は、がんが市民の疾病による死亡の最大の原因であり、市民の生命と健康にとって重大な問題となっている現状から、がん撲滅に向け、がんの予防及び検診による早期発見の推進を図るため、がん対策基本法（平成18年法律第98号）に基づき、本市のがん対策を総合的かつ計画的に実施していくことを目的とする。

（市の責務）

第2条 市は、国、県、市民、医療機関、がん患者及びその家族などと連携し、がん対策に必要な施策を計画的に実施するよう努めるものとする。

（がんの予防及び早期発見）

第5条 市は、がんの予防及び早期発見を推進するため、がん検診受診率の向上、予防ワクチン接種への支援、食生活、喫煙、運動その他の生活習慣が健康に及ぼす影響など、がんに関する知識の普及及び啓発などを推進するため「匠瑳市がん対策推進計画」を策定するものとする。

◎歯科口腔保健の推進に関する法律（抜粋）

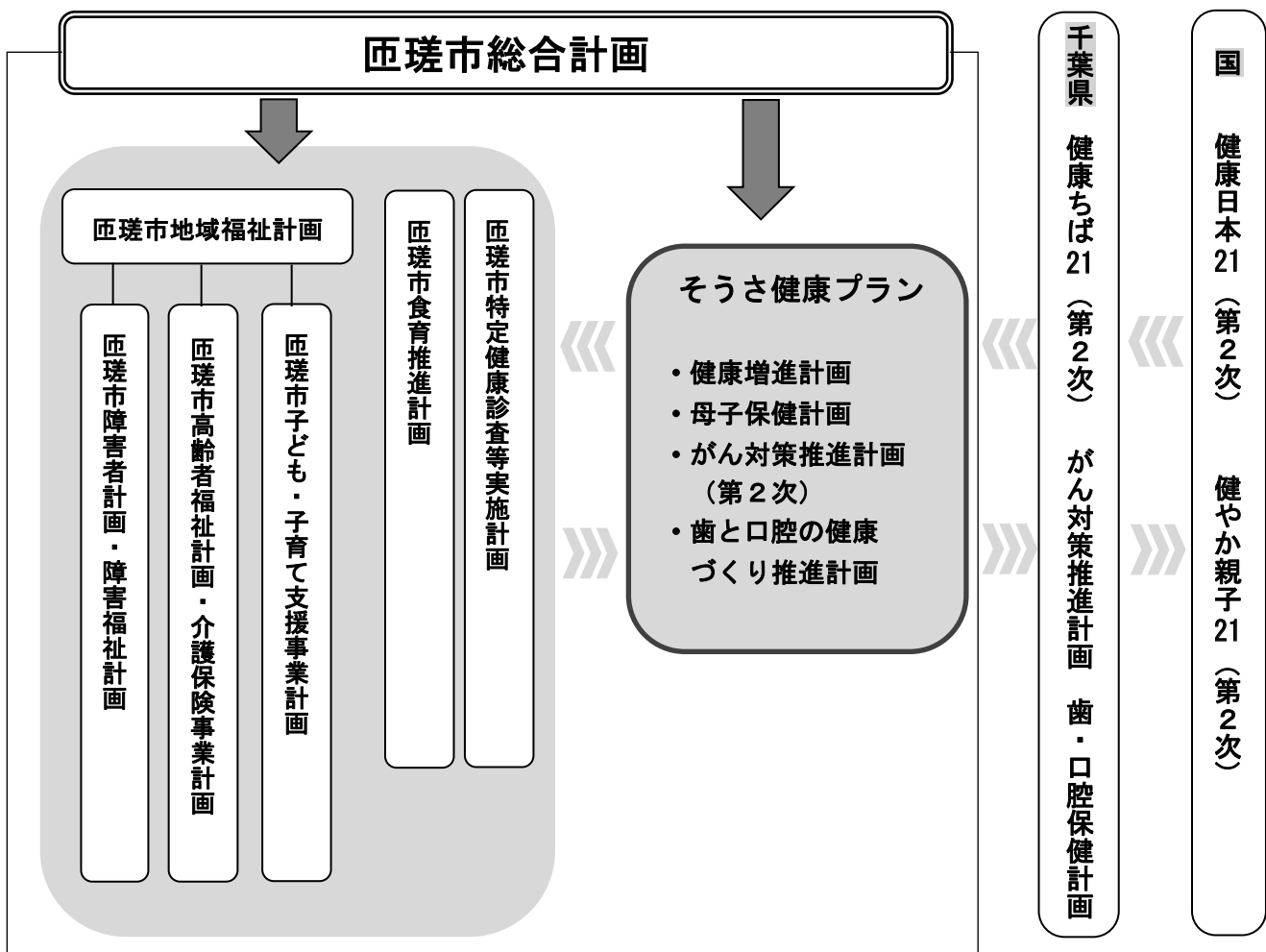
（国及び地方公共団体の責務）

第3条

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、歯科口腔保健の推進に関する施策に関し、国との連携を図りつつ、その地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

3. 本計画の位置付け

- (1) 本計画は、市民の健康づくりを市民や関係機関・団体、事業者等と行政が一体となって推進するための行動計画です。
- (2) 本計画は、国の「健康日本21（第2次）」、「健やか親子21（第2次）」、県の「健康ちば21（第2次）」、「がん対策推進計画」、「歯・口腔保健計画」を踏まえ、「匝瑳市総合計画」との整合性を図るとともに、本市の各種計画と相互に連携しながら推進するものです。



4. 本計画の期間

- (1) 計画期間は、平成29年度から平成38年度までの10年間とします。
- (2) 社会状況の変化や、国及び県、市の関連計画及び指針等の改正の際に必要な応じて、適切な時期に計画の見直しを行います。
- (3) 計画の推進状況等について評価・検証を行い、必要な応じて見直しを行います。

	平成 29 年度	30	31	32	33	34	35	36	37	38
《国》 健康日本21 (第2次)										
《国》 健やか親子21 (第2次)										
《千葉県》 健康ちば21 (第2次)										
《千葉県》 がん対策推進計画										
《千葉県》 歯・口腔保健計画										
匝瑳市総合計画										
そうさ健康プラン										